

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

令和5年4月
和歌山県

農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針 目次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1	本県農業の現状・課題	1
2	めざす方向	1
3	基本方針の期間	1
4	効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保	1
	(1)効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準	1
	(2)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準	2
	(3)効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組	2
	ア 優良農地の確保	2
	イ 農地の集積・集約化	2
	ウ 農業経営の安定化	2
	エ 多様な担い手の育成・確保	2
	オ 生産性の向上	3
	カ 国内外に向けた販路拡大・販路促進	3
	キ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給	3
	ク 地域別の取組	3
第2	効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1	経営モデル	5
	(1)紀北地域	5
	(2)有田地域	7
	(3)日高・紀南地域	8
2	生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	11
	(1)生産方式	11
	ア 作付体系等	11
	(ア) 紀北地域	11
	(イ) 有田地域	11
	(ウ) 日高・紀南地域	11
	(エ) 山間地域	12
	(オ) 果樹	12
	(カ) 野菜・花き	12
	(キ) 水稲	12
	(ク) 畜産	12
	イ 新しい技術等	12
	(ア) 新技術の開発・導入	12
	(イ) 県オリジナル品種の育成・普及	13
	(ウ) 安全・安心で環境にやさしい農業生産の推進	13

(エ) 鳥獣害対策の実施	13
ウ 優良農地の確保と担い手への集積・集約	13
(ア) ほ場整備・園地改良による集積・集約	13
(イ) 農地中間管理事業の活用	13
(2) 経営管理の方法	13
ア 雇成型経営への転換・農業経営の法人化	13
イ 複合経営・経営の多角化	13
ウ 優れた経営感覚の育成	14
(3) 農業従事の態様	14
ア 農作業の省力・効率化	14
イ 農作業受託組織等の育成及び労働環境の整備	14
ウ 女性の活躍促進	14
第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的 指標	15
1 経営モデル	15
2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標	15
(1)生産方式	15
(2)経営管理の方法	15
(3)農業従事の態様	15
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施 に関する事項	15
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	15
2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針	16
(1)サポートセンターの業務	16
(2)サポートセンターの運営	16
(3)運営規程	16
(4)相談窓口	16
3 県が主体的に行う取組	16
4 関係機関との連携・役割分担の考え方	17
5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報 収集・相互提供	17
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標	18
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標	18
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	18
第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	19
第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	20

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の現状・課題

本県の農業は、紀伊山地を背景とする山間部と河川沿いに広がる平野部を基盤とし、本県の基幹産業として発展してきた。

本県では、恵まれた気象条件を生かした果樹栽培が盛んであり、農業産出額の70%を果実が占めている（2021年）。また、野菜・花きの栽培も盛んであり、冬期の温暖な気候と高度な施設栽培技術を活かした集約型農業を展開している。

一方で本県農業は、農業者の高齢化・減少や耕作放棄地の増加、国内市場の縮小などの課題に直面している。

加えて、みかん・うめなどの単一品目の専作経営には、価格変動や気象災害等により、収入が不安定となるリスクが存在する。

また、グローバル化の進展により、今後一層の競争力強化が求められる中、優れた経営感覚や高い技術を持つ人材の育成が必要となっている。

2 めざす方向

経済のグローバル化や消費者ニーズの多様化に的確に対応するため、海外市場への販路拡大や国内外でのブランド化を進めながら、安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給を図る。

また、ICT等の革新的技術の活用によるスマート農業や農地の集積・集約化等の推進により生産性の向上を図るとともに、複合経営等の推進により農業経営の安定化を進め、「収益性の高い農業」を実現することで、経営の安定した意欲ある経営体を育成・確保する。

担い手の育成・確保については、新規就農希望者が参入しやすい仕組みの構築により新規就農者を確保するとともに、優れた経営感覚や高い技術をもった担い手や中核的な役割を担う人材を育成し、意欲ある経営体を確保する。

3 基本方針の期間

この基本方針の期間は、令和5年度から令和14年度までの10年間とする。

なお、基本方針は、おおむね5年ごとに見直すものである。

4 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営が目標とすべき水準

農業経営において地域の他産業従事者と概ね均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者の所得に相当する年間農業所得を確保する。

(効率的かつ安定的な農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人あたり400万円程度

(2)新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき水準

新たに農業経営を営もうとする青年等にあつては、農業経営開始から5年後には、年間農業所得(主たる従事者1人あたり)320万円程度を確保し、農業所得で生計が成り立つことを目標とする。

(農業経営開始から5年後に達成すべき農業経営の目標)

年間総労働時間目標	主たる従事者1人あたり2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人あたり320万円程度

(3) 効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の確保・育成のための取組

ア 優良農地の確保

水利施設の整備エリアのゾーニングによる効率的な更新・高度化や、野菜・施設園芸振興のためのほ場整備、園内道等の園地改良等により、優良農地の確保を図る。

イ 農地の集積・集約化

地域計画(農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)の策定を通じ、地域による農地の集積・集約化の将来方針の作成を進め、農地中間管理機構との連携による農地流動化を促進する。

ウ 農業経営の安定化

施設栽培や新品目の導入による果樹・野菜・花きの複合経営の推進、気候変動に適応した栽培技術の開発、狩猟者の育成等による鳥獣害対策の強化及び農業経営収入保険制度等への加入促進によるセーフティネットの確立等を図ることで、農業経営の安定化を図る。

エ 多様な担い手の育成・確保

就農相談会や技術習得のための研修会の実施や助成金・融資による経済的支援等により、新規就農者を確保するとともに、農林大学校の教育カリキュラムの充実や経営発展に必要なノウハウを習得するための講座の開催等により、優れた経営感覚や高い技術を備えた担い手を育成する。

さらに、法人化による家族経営から雇用型経営への転換を進めることで、6

次産業化や複合経営などに取り組む担い手の経営基盤の強化を図る。

また、高齢農業者や兼業農家等の農作業負担の軽減や優良農地の保全に寄与する農作業受託組織を育成する。

認定農業者に対しては、計画に沿った経営改善を着実に進めるため、ニーズに応じた専門家の活用を促す。

女性の参画については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、女性グループの活動促進等により、より一層の参画を促進し、担い手としての活躍を促進する。

オ 生産性の向上

ICT等の革新的技術の導入による農作業の省力・軽作業化、優良品種・品目への転換、高度な環境制御システム等の導入による高収益化の推進及び消費者ニーズに対応した農畜産物の生産支援等により、生産性の向上を図る。

カ 国内外に向けた販路拡大・販路促進

県産ブランドの構築の取組を支援するとともに、海外市場のターゲットを的確に見据えた産地育成を推進し、産地が主体となった輸出への取組を支援する。

加えて、多様な流通チャネルに対応した産地の生産・出荷体制の充実や6次産業化の推進を図るとともに、異業種連携による商品開発や販路拡大により、新たな需要の開拓を図る。

キ 安全・安心で機能性を備えた農畜産物の安定供給

機能性成分に着目した新品種の育成や栽培技術の開発を進めるとともに、農薬の適正使用や土づくりを基本としたエコ農業を推進する。

また、GAP（農業生産工程管理）やHACCP（食品衛生管理基準）の認証取得により食品の適正な生産・製造工程管理を推進するとともに、ジビエにおいては「わかやまジビエ処理施設衛生管理認証制度」の普及により、消費者の安心・信頼を確保する。

ク 地域別の取組

紀北地域や日高・紀南地域等の平坦水田地帯においては、基幹品目である野菜・花き・果樹の集約的栽培と土地利用型作物の組み合わせによる合理的な作付体系の確立を図る。

有田・紀北地域等の果樹地帯にあっては、うんしゅうみかんと中晩柑類等との組み合わせや、かき・もも等の落葉果樹の組み合わせ等の果樹間複合経営に加え、野菜・花きなどの他部門を導入した複合経営への転換を図る。

中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用により、生産条件不利地域における農業生産活動の継続を支援するとともに、地域の共同活動に対する支援による農業用施設の適切な保全管理の推進、移住・定住者や関係人口の創出・拡大による新たな担い手の確保、ジビエの利活用を含めた鳥獣害対策及び遊休農地の再生及び農地集積等により、担い手の育成・確保を図る。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 経営モデル

(1) 紀北地域

野菜・かんきつ類・落葉果樹が主体

紀の川の豊富な水に恵まれた都市近郊型農業地域

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
野菜+果樹+水稲	80a		
	水田 30a	水稲 30a	主たる従事者 1人
	樹園地 30a	いちじく 30a	補助従事者 2人
	ハウス 20a	いちご(ハウス) 20a	雇用 1人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹間複合	155a		
	樹園地 155a	かき 120a すもも 35a	主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹間複合	120a		
	樹園地 120a	かき 30a	主たる従事者 1人 補助従事者 2人
		もも 60a	
		うんしゅうみかん 30a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
かんきつ専作	250a		
	樹園地 250a	極早生みかん 20a	主たる従事者 1人
		早生みかん 55a	補助従事者 2人
		普通みかん 130a	雇用 1人
		清見 20a	
		はっさく 25a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
花き+水稲	85a		
	水田 45a	水稲 45a	主たる従事者 1人
	ハウス 40a	スプレィぎく(ハウス) 40a	補助従事者 2人
			雇用 2人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
野菜専作	100a		
	普通畑 60a	だいこん 60a	主たる従事者 1人
	ハウス 40a	にんじん 50a	補助従事者 2人
		しょうが(ハウス) 40a	雇用 2人
		軟弱野菜(ハウス) 40a	

(2)有田地域

温暖な気象条件を生かした歴史あるみかん産地
傾斜地が多い

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
かんきつ専作	320a		
	樹園地 320a	早生みかん(マルチ) 35a	主たる従事者 1人
		極早生みかん 55a	補助従事者 2人
		早生みかん 100a	雇用 1人
		普通みかん 110a	
		清見 10a	
		はっさく 10a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
かんきつ専作	175a		
	樹園地 145a	早生みかん 100a	主たる従事者 1人
	ハウス 30a	清見 25a	補助従事者 2人
		不知火 20a	
		みかん(ハウス) 30a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
かんきつ+花き	140a		
	樹園地 120a	早生みかん 120a	主たる従事者 1人
	ハウス 20a	スプレーキク(ハウス) 20a	補助従事者 2人
			雇用 1人

(3)日高・紀南地域

無霜地帯を中心としたうめ、野菜、花き、水稻栽培

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
野菜＋水稻	225a		
	水田 200a	水稻 200a	主たる従事者 1人
	ハウス 25a	きゅうり(促成) 25a	補助従事者 1人
		ねぎ(ハウス) 25a	雇用 1人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹＋野菜＋水稻	220a		
	樹園地 165a	うめ(青うめ) 55a	主たる従事者 1人
	ハウス 20a	うめ(漬うめ) 110a	補助従事者 2人
	水田 35a	うすいえんどう(ハウス) 20a	雇用 1人
		水稻 35a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹間複合	200a		
	樹園地 200a	すもも 20a	主たる従事者 1人
		うめ(青うめ) 50a	補助従事者 2人
		うめ(古城) 20a	雇用 1人
		極早生みかん 60a	
		早生みかん 50a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
果樹専作	220a 樹園地 220a	うめ(漬うめ) 200a うめ(小うめ漬うめ) 20a	主たる従事者 1人 補助従事者 2人 雇用 1人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
花き専作	50a ハウス 50a	スターチス・シニアータ(ハウス) 35a トルコギキョウ(ハウス) 15a	主たる従事者 1人 補助従事者 2人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
花き+野菜	80a ハウス 80a	スターチス・シニアータ(ハウス) 80a 小玉すいか(ハウス) 20a	主たる従事者 1人 補助従事者 3人 雇用 1人

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
野菜＋水稲	95a		
	水田 60a	水稲 60a	主たる従事者 1人
	普通畑 10a	なす 10a	補助従事者 2人
	ハウス 25a	いちご(ハウス) 20a	
		いちご苗(ハウス) 5a	

営農類型 (作付体系)	経営規模	作物別生産規模	農業従事者
繁殖牛＋果樹	45a		
	樹園地 45a	うめ(青うめ) 45a	主たる従事者 1人
	繁殖牛 25頭	繁殖牛 25頭	補助従事者 2人

注：本経営モデルは、「農業経営モデル指標」（平成30年和歌山県農林水産部）の経営類型を参考に作成

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

(1)生産方式

ア 作付体系等

(ア) 紀北地域

和歌山地域では、スマート農機や省力化機械の導入によるうんしゅうみかんやかき等の多様な品目の効率的な栽培の推進や、貯蔵みかん、びわ、かき及びさんしょう等による複合経営の品目構成の適正化を図る。

那賀地域では、ももにおける機械化可能な省力樹形の推進や棚栽培品目へのアシストスーツの導入、複合経営品目としてのいちじくの推進を図り、伊都地域では、かきを中心とした落葉果樹・中晩柑等との果樹間複合経営を推進する。

野菜・花きについては、露地・施設栽培の組み合わせにより、周年供給を可能とする集約的都市近郊型産地の育成を図る。

(イ) 有田地域

うんしゅうみかんについては、極早生の「ゆら早生」や早生の「田口早生」、中生の「きゅうき」などの県オリジナル品種の生産拡大や急傾斜階段園でも利用できるドローンなどの省力化機械の導入を進めるとともに、マルチ栽培や改植を円滑に進めるグループ等の設置を図る。

また、うんしゅうみかんの労力分散に繋がる中晩柑類やさんしょう、その他品目・品種の導入を推進する。

(ウ) 日高・紀南地域

みなべ町・旧田辺市及びその周辺のうめ産地では、「南高」の受粉樹としての自家和合性品種の導入や園地の若返りなどの生産対策を推進する。

日高川流域や沿岸地域のかんきつ類の産地では、うんしゅうみかんについては「YN26」・「ゆら早生」等の優良品種への転換やマルチ栽培の推進による高品質安定生産を進め、中晩柑類（はっさく、不知火、甘夏等）については、完熟栽培や貯蔵施設を活用した長期出荷を進める。

西牟婁地域のかんきつ産地では、「YN26」・「ゆら早生」等のマルチ栽培や冬期温暖な条件を生かした完熟栽培を拡大する。

東牟婁地域では、ぽんかん、ゆず、じゃばら等の既存品目の特色を生かした高品質安定生産を進めるとともに、亜熱帯果樹等の新品目の検討・導入を図る。

野菜については、えんどう等の既存品目の産地拡大を図りつつ、優良品種の導入による省力化を図る。

花きについては、適地性を十分に考慮しながら、多様化する消費者ニーズに対応する新品目・新品种の導入を推進し、産地拡大を図る。

(エ) 山間地域

農地集積やスマート農業の推進により、農作業の効率化を図るとともに、農産物の加工・ブランド化や特用林産物との複合経営の推進により、所得の向上を図る。

畜産においては、加工や販売と一体となった採卵鶏・特用家畜の生産を推進する。

(オ) 果樹

園内道整備や省力樹形の導入による農作業の効率化と、県オリジナル品種等の優良品種への転換を同時に進める。

なお、優良品種への転換にあたっては、果樹苗木組合との連携を強化し、苗木の安定供給を図る。

また、マルチ栽培や完熟栽培等による高品質化や果皮色・食感に特徴のある果実の生産等により、県産果実の更なるブランド化を図る。

加えて、作業効率の向上を図るため、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約を推進する。

(カ) 野菜・花き

高度な環境制御システムの導入による高収益化、低コスト耐候性ハウスや耐風性・耐暑性を高めたパイプハウスの導入による施設の高度化、省エネ機器の導入等による省エネルギー化及び機械化一貫体系の導入による省力化を推進する。

加えて、県オリジナル品種等の優良品種の導入や業務用野菜産地の拡大、大規模経営体の育成を図り、経営の安定・拡大を推進する。

(キ) 水稻

需要に応じた生産に取り組むとともに、地域に適した優良品種の作付け等による高品質安定生産や作業受託組織の育成を図る。

(ク) 畜産

生産基盤の強化による収益性の向上はもとより、労働負担の軽減や流通の安定化により、生産性の高い産地の育成を図る。

肉用牛については、県産ブランド牛「熊野牛」、「紀州和華牛」の生産拡大及び品質向上を図り、経営の安定化に努める。

イ 新しい技術等

(ア) 新技術の開発・導入

地域特性を活かした作型開発や栽培管理技術の開発を推進することで、作付体

系の確立を図る。

また、スマート農業の実装化に必要な品目毎の技術体系の構築や、環境制御技術の開発等を進めるとともに、技術実証展示ほの設置等による普及指導の強化に努め、新技術の導入を促進する。

(イ) 県オリジナル品種の育成・普及

食味や形質に優れ、生産性の高い品種の育成及び優良種苗の供給体制の確立に取り組むとともに、海外も含めた育成者権の取得を進めることで、知的財産保護・活用を図る。

(ウ) 安全・安心で環境にやさしい農業生産の推進

GAP、有機JAS、特別栽培農産物認証制度及びエコファーマー認定制度を活用し、生産性との調和に留意しつつ、環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の実践を推進する。

(エ) 鳥獣害対策の実施

有害鳥獣の捕獲、防護柵の設置、狩猟者の育成及び環境整備を総合的に推進し、被害の軽減を図る。

ウ 優良農地の確保と担い手への集積・集約

(ア) ほ場整備・園地改良による集積・集約

ほ場整備や園地改良等の農業生産基盤の整備により、働きやすい農地とすることで、優良農地の確保と担い手への農地集積・集約を推進する。

(イ) 農地中間管理事業の活用

地域計画の達成に向け、農地中間管理事業を活用した農地集積・集約を推進する。

また、農地中間管理機構による遊休農地の復旧により、担い手への再生農地の集積・集約を図るとともに、機構が借り受けているまとまりのある農地を対象に、区画整理等を実施する。

(2) 経営管理の方法

ア 雇用型経営への転換・農業経営の法人化

経営基盤の強化を図るため、家族型経営から雇用型経営への転換や農業経営の法人化を推進する。

イ 複合経営・経営の多角化

施設栽培や新品目の導入を進め、果樹・野菜・花きの複合経営を推進するとともに、農産物加工品の製造販売や観光農園・農家レストラン経営等による多角化

を促進することで、所得向上及び経営の安定化を図る。

ウ 優れた経営感覚の育成

農林大学校の教育カリキュラムを充実することで、優れた経営感覚をもった農業者を育成するとともに、経営発展に必要なノウハウを習得するための講座を実施し、農業者の経営向上を図る。

また、複式簿記による経営状況の把握・分析を推進し、経営と家計の分離を図る。

(3) 農業従事の態様

ア 農作業の省力・効率化

スマート農業や基盤整備の推進により、農作業の省力・効率化を図るとともに、農作業における作業環境の整備を進め、農作業事故の発生防止を図る。

イ 農作業受託組織等の育成及び労働環境の整備

繁忙期における重労働の解消や労働力不足に対応し、高齢・兼業農家等の作業負担の軽減を図るため、農作業受託組織の育成及び協業化・法人化を推進するとともに、被雇用者が働きやすい労働環境の整備を図る。

また、収穫期等の農繁期における労働力確保については、産地相互で労働力を融通するなど、JAグループとの一体的な労働力確保の取組を推進する。

ウ 女性の活躍促進

女性の参画については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定の推進、女性グループの活動促進等により、より一層の参画を促進することで、担い手としての活躍を促進する。

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

1 経営モデル

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の1に示した経営モデルを基に、経営規模は8割程度を目安とし、労力分散が可能な品目の組み合わせによる農業経営とする。

2 生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する指標

第2の2に示した指標を踏まえつつ、以下の点に留意するものとする。

(1)生産方式

機械・施設の導入にあたっては、過剰な資本整備とならないようにすること。

(2)経営管理の方法

複式簿記の実施により、経営と家計を分離すること。

(3)農業従事の態様

農繁期には適切な雇用労働を確保しつつ、コスト低減を図ること。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県農業を持続的に発展させるには、効率的かつ安定的な農業経営を営む者を育成するとともに、新規就農者、中小・家族経営体及び協業組織等の多様な経営体を確保・育成する必要がある。

そこで、本基本方針第1「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即し、認定農業者や認定新規就農者等の担い手を、経営規模・経営形態にかかわらず育成するとともに、これら担い手による主体的な経営展開の取組を支援する。

また、新規就農者が県内各地で円滑に就農・定着できるよう、関係機関の連携により、相談対応、情報提供、研修実施及び地域への受入から定着までのサポート等の取組を一貫的に実施する。

さらに、中小・家族経営体や兼業農家などの多様な経営体についても、経営内容に応じた支援を行うとともに、必要に応じ、円滑な経営継承に向けた支援を行う。

また、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、相談対応、情報提供及び研修実施等のサポートを行う。

このほか、生産現場における労働力確保を図るため、求人情報の発信やJA等による農作業受託の取組等を促進する。

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、県は農業経営・就農支援センター業務を行う拠点として「わかやま農業経営・就農サポートセンター」（以下「サポートセンター」という。）を県農林水産部農業生産局経営支援課内に設置し、農業経営に関する助言・指導、就農等希望者の相談対応・情報提供及び市町村への紹介等を行う。

(1) サポートセンターの業務

- ア 農業を担う者の確保・育成のための情報発信・広報
- イ 農業経営の改善や農業経営の法人化等に関する啓発、相談対応及び専門家派遣
- ウ 計画的な経営継承のための啓発、相談対応及び専門家派遣
- エ 就農等希望者やその他関係者からの相談対応、情報提供及び希望に応じた就農先の紹介・調整

(2) サポートセンターの運営

サポートセンターの運営に当たっては、県農業革新支援センター、県振興局農業水産振興課、県農林大学校、県農林大学校就農支援センター、県農業会議、県農地中間管理機構（県農業公社）、JAグループ和歌山農業振興センター、県農山漁村発イノベーションサポートセンター、県よろず支援拠点及び（株）日本政策金融公庫等と相互に連携し、農業者のサポートを行う。

(3) 運営規程

県経営支援課は、活動状況や予算措置状況等を踏まえ、関係機関と協議の上、サポートセンターの運営内容を定めた規程を年度ごとに作成する。

(4) 相談窓口

経営関係の相談窓口を県経営支援課に、就農関係の相談窓口を県農業公社及び県農林大学校就農支援センターに設置し、両者及び関係機関の連携により、就農から定着及び経営発展までのサポートを一貫的に行う。

3 県が主体的に行う取組

農業を担う者を幅広く確保するため、関係機関と連携し、各地域の受入体制や産地提案型就農モデルプラン等の情報を広く発信する。

また、就農希望者を対象とした各種研修を実施するとともに、新規就農者の円滑な経営開始及び経営発展を図るため、青年等就農計画制度をはじめ、各種支援策の活用

を働きかける。

県振興局農業水産振興課は、認定農業者による経営改善計画の達成及び認定新規就農者の認定農業者への移行を図るため、計画的な普及指導を行う。

県農林大学校及び県農林大学校就農支援センターは、実践的な研修教育を行うとともに、学生・研修生に応じたきめ細やかなサポートを行う。

4 関係機関との連携・役割分担の考え方

サポートセンターは、地域相談窓口を各振興局農林水産振興部農業水産振興課内に設置し、市町村、農業委員会、県農業会議、県農業法人協会、県農地中間管理機構（県農業公社）及びJA等との連携による支援体制を構築する。

本支援体制により、サポートセンターは、就農相談、農業法人等からの求人情報の収集、経営移譲希望者の情報収集及び新規就農者の確保・育成活動等を推進する。

市町村は、就農希望者等の受入について、関係者による連携体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供や定着に向けたサポートを行う。

加えて市町村は、農業支援サービス事業者の活用に関する情報収集に努める。

JAは、新規就農者等に対する営農指導を行うとともに、農地確保のサポートを行う。

県法人協会は、求人情報の収集・提供等を行う。

県農業会議、県農地中間管理機構（県農業公社）及び農業委員会は、農地相談への対応や農地情報の提供等を行う。

（株）日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展を図る農業者や認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資の活用を含め、経営面でのアドバイスを行う。

県農山漁村発イノベーションサポートセンターは、6次産業化や販路拡大を目指す農業者からの相談等に対応し、中小企業向け施策を活用した支援・サポートを行う。

集落は、地域計画作成のための協議の場等において、農業を担う者の受け入れについて協議を行う。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市町村は、新規就農者産地受入協議会等との連携により、就農希望者等が必要とする情報を整理し、サポートセンターに提供するとともに、経営移譲を希望する農業者の情報把握及びサポートセンターへの情報提供に努める。

サポートセンターは、

- ・市町村から提供された就農受入に関する情報を、就農希望者等に分かりやすく提供する。

- ・就農相談に対し、必要な情報を提供し、相談者の希望内容や相談結果に応じ、研修先や希望する就農先市町村との調整を行う。
- ・就農希望者の研修状況及び新規就農者の定着の状況等を随時把握し、関係者と連携して助言・指導を行うとともに、研修・就農先の変更が必要になった場合には、状況に応じ、他市町村等との調整を行う。
- ・市町村との連携により、経営委譲希望者と就農希望者等とのマッチングを行い、円滑な経営継承に向けたサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占めるべき面積の割合の目標は、概ね次にあげる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地利用に占める面積のシェアの目標

57 %

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

地域計画の実現により農用地の集約化を進めるため、県農業公社（農地中間管理機構）を軸とし、県、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組む。

また、地域計画においては、中小・家族経営などの幅広い経営体を含めた地域全体での農地集積・集約化を図ることとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

県は、農地中間管理機構（県農業公社）を農地流動化を進める中核機関に位置付け、関係機関との連携により、担い手への優良農地の集積を推進する。

なお、農地中間管理機構は、農地中間管理事業（農地中間管理機構の推進に関する法律第4条）及び特例事業（農業経営基盤強化促進法第7条）を効果的に実施し、農地の流動化を推進することとする。

県は、県農業公社、県農業会議、県農業協同組合中央会及び県農業協同組合連合会等の関係団体との連携により、農地の流動化を推進し、農業経営基盤強化促進のための措置を講じることとする。

青年等の就農促進については、県農業公社を「県青年農業者等育成センター」に位置付け、青年農業者等就農支援事業を実施するとともに、県就農ポータルサイトや県農林大学校就農支援センター「新規就農ワンストップ窓口」による新規就農希望者への一元的な情報発信を行う。

また、市町村・JA等で組織する「新規就農者産地受入協議会」の設置推進により、新規就農者の定着を強化し、地域の実態に合った多様な担い手を育成するとともに、農地の利用集積をはじめとする農業経営基盤の強化のための支援を集中的かつ重点的に実施する。

具体的な取組み

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地流動を進めるため、地域計画の実現に向けた農地貸借における農地中間管理事業の活用を推進する。
- 2 地域計画の策定により、農地の集団化・団地化を図り、将来の担い手への利用集積を進める。
- 3 農作業受託組織の育成やJA自らが行う農業経営の推進により、高齢農業者や兼業農家等の営農継続を支援する。
- 4 遊休・荒廃農地の発生防止を図るため、eMAFF地図等を活用した農地情報の管理を一層進める。
- 5 新規就農者を確保するため、就農相談会及び技術習得のための研修会を開催するとともに、中核的な役割を担う農業士を確保することで、若年農業者への指導・相談体制の強化を図る。
- 6 就農初期の経営を支えるため、助成金・融資による経済的支援を推進する。
- 7 優れた経営感覚や高い技術をもった担い手を育成するため、農林大学校の教育カリキュラムを充実するとともに、農業経営の発展に必要なノウハウを習得するための講座を開催し、農業者の経営力の向上を図る。

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された（公財）和歌山県農業公社は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する下記の事業を行う。

- 1 農用地等を買入れて、当該農用地等を売り渡し、交換し、または貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）
- 2 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引き受けを行い、及び当該信託の委託者に対し、当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付を行う事業
- 3 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し、農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分または株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員または株主に計画的に分割して譲渡する事業
- 4 1に掲げる事業により買入れた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業